

消費税軽減税率制度等説明会のご案内

事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

【開催日時・会場】

① 平成29年10月17日(火) 13時30分 ～ 15時00分

会 場：つるぎ町就業改善センター 美馬郡つるぎ町貞光字宮下61

② 平成29年10月19日(木) 13時30分 ～ 15時00分

会 場：穴吹農村環境改善センター 美馬市穴吹町安成73

※①・②いずれも同一内容です。どちらに参加いただいても結構です。

脇町税務署 四国税理士会脇町支部
美馬市商工会 つるぎ町商工会
公益社団法人脇町法人会 脇町間税会
脇町税務署管内納税貯蓄組合連合会
脇町税務署管内青色申告会連合会

会 員 各 位

お手数ですが、御参加の方は脇町法人会事務局(取りまとめ団体)まで連絡をお願いします。

TEL 0883-55-2133 FAX 0883-55-2134

連 絡 票	法 人 名 又 は 氏 名	フリガナ	加入団体	法人会 間税会 商工会 青申会
	電 話 番 号	() —	参加日	10/17(火) 10/19(木)
	F A X 番 号	() —	参加者氏名	

* ご記入いただきました個人情報は、説明会開催の目的のみに使用します。